

鳥取県へき地医療拠点病院運営事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

鳥取県へき地医療拠点病院運営事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
第1条～第10条 略			第1号～第10条 略		
附則 この要綱は、令和7年3月25日から施行し、令和6年度事業から適用する。					
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
1 種別	2 基準額	3 補助対象経費	1 種別	2 基準額	3 補助対象経費
医療活動費	1か所当たり次により算出された額の合算額 へき地医療活動経費 （1）巡回診療等従事者経費 医師 61,000円×延日数 その他 25,000円×延日数 <u>厚生労働大臣が必要と認めた場合、1日あたり3,000円を加算</u> （2）巡回診療等自動車経費 3,700円×延回数 （3）代診医等派遣経費 医師 61,000円×延日数 その他 25,000円×延日数 <u>厚生労働大臣が必要と認めた場合、1日あたり3,000円を加算</u>	(略)	医療活動費	1か所当たり次により算出された額の合算額 へき地医療活動経費 （1）巡回診療等従事者経費 医師 61,000円×延日数 その他 25,000円×延日数 （2）巡回診療等自動車経費 3,700円×延回数 （3）代診医等派遣経費 医師 61,000円×延日数 その他 25,000円×延日数	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)

様式第1号 略

様式第2号(1) 略

様式第2号(2) 略

第3号 略

(略)	(略)	(略)

様式第1号 略

様式第2号(1) 略

様式第2号(2) 略

第3号 略